

地域生態系の「へそ」を護る（三重県における生物多様性の取組） 「Conserving “Navel” of the local ecosystem」

岩崎 光雄* 野崎 裕二* 世古 勝* 大野 研**

IWASAKI Mitsuo, NOZAKI Yuji, SEKO Masaru, OHNO Ken

1. はじめに

自然環境に対する国民意識の高まりをうけて、公共事業においても自然環境への対応は不可欠となっている。本県では平成11年に農業用ため池の改修工事において、連絡の不手際で絶滅危惧魚類をため池から流出させ、問題化した。そこで、環境影響評価法や三重県環境基本条例に該当しない中小規模の農業農村整備事業における生物多様性の保全に関して、実効性が高く継続的に実施可能な制度面、予算面における独自のスキームを検討し実践してきた。

農業用ため池（以下、「ため池」と略す）は、地域生態系の「へそ」とも言われ、地域の動植物の生態系に大きな影響を与えている。本県ではため池を改修する場合の取組みを、本県の農業農村整備事業全般にかかる生物多様性保全の取組の中核として位置づけてきた。そしてその中で、有識者やボランティア、環境部局との多様な連携を構築することができた。以下に、本県での「ため池」を改修する場合の生物多様性保全の仕組みを解説する。

2. 三重県の「ため池」を改修する場合の生物多様性保全の仕組み

2-1 「ため池」改修の事業構想時（図-1）

「ため池」改修事業の構想（要望）があったとき、着手予定の前々年度（2年前）に、アドバイザー委員等（後述）と 県、地元 の合同による現地概略調査を行う。調査対象は全ての地区である。

アドバイザー委員等とは、生物学や農業土木学を専門とする大学や研究機関の研究者、高校の生物教師、県庁内の担当者、専門的知識を有するボランティア等で構成される「農業農村環境アドバイザー協議会（以下、「アドバイザー協議会」と略す）」の委員（6名）と調査協力者（9名）である。

このアドバイザー協議会が本県の生物多様性保全の取組みのコア組織であり、本県の農業農村整備事業全般における多様な取組に対して専門的な指導・助言をいただいている。協議会は毎年度末に開催し、本年度で9回目となる。

調査の結果、当該ため池に希少生物等が生息すると判明したときには、担当したアドバイザー委員等の助言のもとに概略の対策工法や保全計画を立案し、毎年度末に公開で行われるアドバイザー協議会で報告されて参加者間で討議される。このとき、他の委員等の指摘により、再調査や調査範囲の拡大、対策工法の変更等を行うこともある。

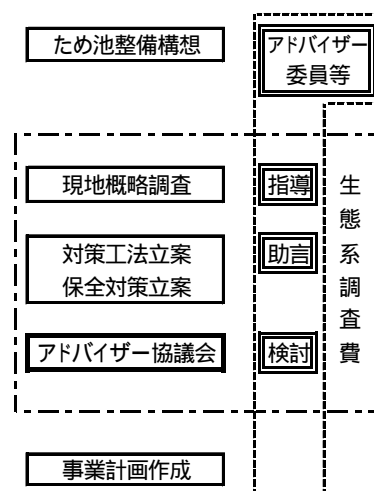


図-1 保全の仕組み(事業構想時)
Flow chart for the conservation
(at designing the scheme)

* 三重県農水商工部 Mie Prefecture Department of Agriculture, Fisheries, Commerce and Industry ** 三重大学大学院生物資源学研究科 Graduate School of Bioresources, Mie University

2 - 2 事業計画作成時 (図 - 2)

事業採択の前年度には、再調査を実施して対策工法を再度立案することもあるが、一般的には前年度の調査・検討結果をもとに「ため池」改修事業の事業計画を策定し、この段階で生物多様性保全の追加経費を事業費に計上する。

これら事業採択以前の調査、工法検討、協議会等にかかる経費は、県単独事業の「農業農村整備事業生態系調査費」(県費100%)を充てる。

2 - 3 事業採択と工事实施 (図 - 2)

事業が採択されると、調査・設計をコンサルタント等に発注するが、この段階でも、アドバイザー委員等の指導のもと、詳細調査を行い、助言を得て最終的な対策工法を確定し、詳細設計に反映する。

次に、工事の実施段階に移ると、希少種の有無にかかわらず全ての「ため池」について最初の落水時にアドバイザー委員等の指導のもとに魚類の捕獲調査を行う。このとき、希少種や在来種の捕獲と仮移転、外来種の捕獲処分などを行うが、地元住民や小学生等の参画による生き物観察会の形式となることが多い。

工事自体は、県担当者の監督のもとに細心の注意をはらって実施する。事前に外来種の存在が見られた場合には、完成後に外来種放流禁止の看板の設置を義務付けている。

これら事業採択後の調査、設計、工事の各段階における生物多様性のための増高経費については、県単独事業の「希少生物保全事業」を充てる。この制度は、従来の調査や工法と比較して増高する事業費のうち、地元農家の負担金の増高分を県費(100%)が肩代わりするものである。各年度の決算額から算出した増高金額を、県から地元改良区等に毎年支払う形式をとっている。

2 - 4 事業の完了後 (図 - 3)

事業完了後のモニタリングや保全活動は地元農家に多大の負担を求めることから長年の課題となっていたが、平成19年度から実施された「農地・水・環境保全向上活動」が解決に向けての有効なツールとなっている。事業の構想段階から活動への参加を促し、その中の農村環境向上活動に「ため池」の生物の保全活動を位置づけるよう指導している。これにより、一定の財政的な支援が得られるため地元農家の理解が得られ易くなった。

現地のモニタリングや保全活動では、近隣に居住するアドバイザー委員等の指導・助言を得ることができる。このように、活動組織が、保全活動のための組織化や活動方法等について具体的な助言を得ることで、効果の高い活動を継続的に実施できる仕組みとなった。

3. 今後の課題

アドバイザー協議会を中心として、事業の構想段階から完了後の保全活動まで一応のスキームは整ったが、アドバイザー委員等の数的拡大、対策工法とモニタリング結果の事例集整備など多くの課題が残っており、関係各位のご理解、ご協力を得て「質の高い農業農村整備事業」の実現に努めたい。

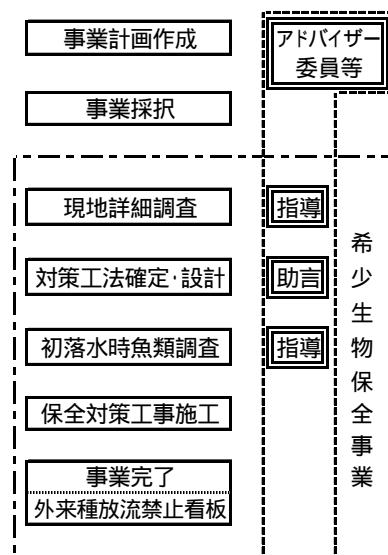


図 - 2 保全の仕組み(事業計画～完了)

Flow chart for the conservation
(the scheme to completion)

Flow chart for the conservation (the scheme to completion)

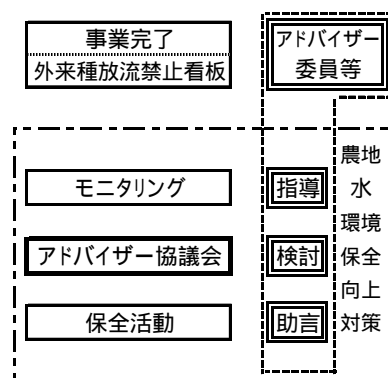


図 - 3 保全の仕組み(事業完了後)

Flow chart for the conservation
(after the completion)